

令和 8 年度次世代型森林管理実証事業（GNSS 活用研修）実施要領

（目的）

第 1 森林資源情報を高度かつ効率的に把握するためには、UAV、GNSS 機器をはじめとする ICT・IoT 技術の利活用が不可欠である。

国においては、令和 2 年 3 月に「造林補助事業竣工検査内規例」が改正され、補助金の申請や検査業務において、UAV で撮影した画像から作成されたオルソ画像や GNSS などのデジタル技術が活用できるようになった。

さらに、令和 7 年 3 月には、UAV、GNSS 機器、GIS ソフト等を活用した補助金申請・検査の方法や検査基準等を整理した「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が整備された。

こうした背景を踏まえ、本県では GNSS 等の関連機器の操作や、取得したデジタルデータの利活用が可能な人材を育成するとともに、補助事業申請等へのデジタル技術の普及促進を目的とした研修を実施するものである。

（研修名）

第 2 研修の名称は「令和 8 年度群馬県 GNSS 活用研修」（以下「研修」という。）とする。

（実施主体）

第 3 研修の実施主体は群馬県とする。

（研修の委託）

第 4 研修の企画・機材及び研修環境の確保・運営・講義・研修報告については、外部に委託して実施する。

（研修のカリキュラム）

第 5 研修のカリキュラム及び日数は次のとおりとする。

（1）集合研修：18 時間（6 時間×3 日間）

- ・ GNSS 基本操作、補助事業申請の図面作成及び検査方法（ガイドライン準拠）（2 日間）

- ・ 成果発表（中間・最終発表会）（1 日間）

- ※クラウドを使用したデータ共有を含む

（2）実地研修：契約日～令和 9 年 2 月末

（3）フォローアップ研修（現地研修）：6 時間（1 日間×6 事業体）

(研修期間)

第 6 研修は、第 5 のカリキュラムを契約日から令和 9 年 2 月末日までに実施するものとする。

(受講者の募集)

第 7 受講者の募集は、次のとおりとする。

(1) 県のホームページ等の広報手段を用いて行う。

(2) 募集定員は、次のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
GNSS 活用	6 団体 12 名	受講者が所属する団体（以下「受講団体」という。）から 1～2 名が受講する

(受講者の要件)

第 8 受講者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 受講団体が林業経営体であり、これに雇用されている者とする。

(2) 受講団体において、インターネットの通信環境（光回線等の安定高速回線）が整っていること。

(3) 測量成果を図化（ベクターデータ化）するため、Windows10/11、メモリ 16GB、記憶容量 SSD256GB 以上のパソコンを準備できること。

(4) 測量成果を活用し造林補助事業等（作業道を含む）の補助金申請（ガイドライン準拠）を行うこと。

(受講申請の手続き)

第 9 受講を希望する者（以下「申請者」という。）は、受講申請書（第 1 号様式）により知事に申請する。

(受講者の決定及び通知)

第 10 受講者の決定及び通知は、次のとおりとする。

(1) 知事は、受講者を決定し、受講決定通知書（第 2 号様式）により受講団体に通知する。

(2) 申請者が第 7（2）に定める人数を超えた場合は、無作為抽出による抽選により受講者を決定する。

(受講にあたっての経費)

第 11 研修の受講料は無料とする。ただし、食費、研修場所までの交通費、インターネット等通信費など、受講に関連して生じる経費は受講者の負担とする。

(受講の中止)

第 1 2 受講者は、研修の受講を中止するときは、受講中止届（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(修了証の交付)

第 1 3 知事は、研修の全日程を受講した者、若しくは研修における欠席がやむを得ない理由によるものであると知事が特に認める者に対し、研修修了証（第 4 号様式）を交付する。

(個人情報の保護)

第 1 4 研修の実施にあたり取得した個人情報等については、研修等の目的を達成する以外には使用せず、関係法令を遵守し、適正な取扱いを確保しなければならない。